未来を創る設計図：令和8年度税制改正が描く『強い経済』と『輝く日本』

経済成長の加速と国民生活の安定に向けた戦略的改革の全貌

自由民主党・日本維新の会｜令和7年12月19日

NotebookLM

我が国が目指す未来：『強い経済』と『世界で輝く日本』の実現

高市政権は、少子高齢化、国際競争の激化といった構造的課題を克服し、
投資、分配、そして更なる投資へとつながる経済の好循環を実現するため、税制を戦略的に活用します。

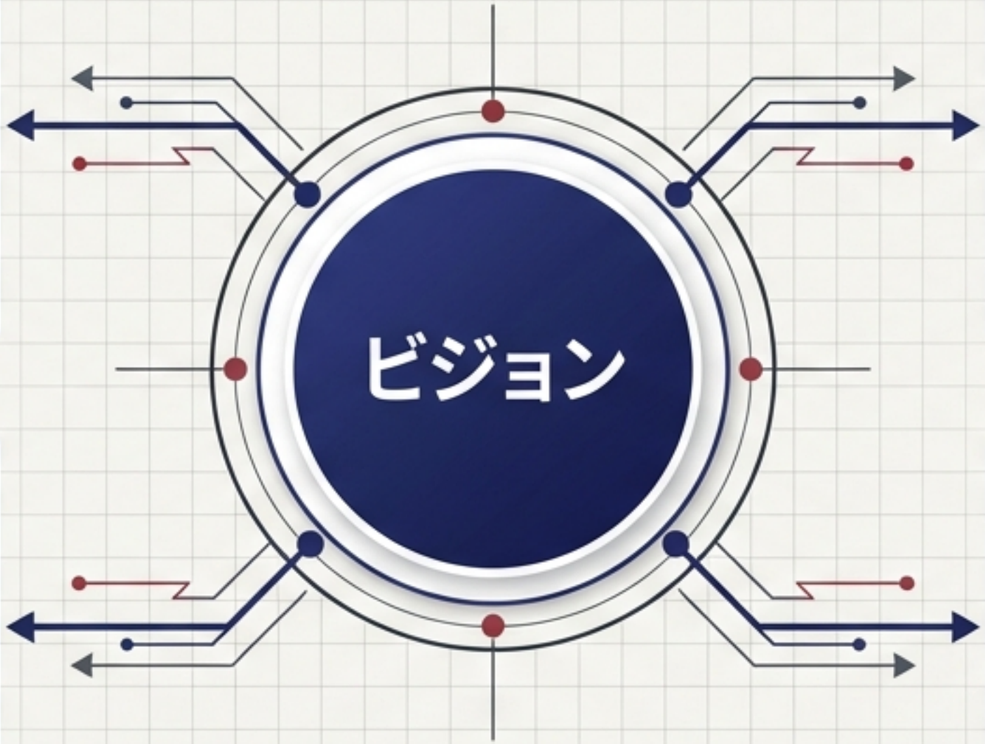

第一の柱：
国民生活の安定と向上

第二の柱：
経済成長の加速

第三の柱：
資産形成と市場活性化

第四の柱：公平で持続可能な
社会基盤の構築

NotebookLM

第一の柱：国民生活の安定と向上

物価高への機動的対応：所得税負担を軽減する新たな仕組み

物価上昇による実質的な税負担増に対応するため、消費者物価指数（CPI）に連動して
基礎控除・給与所得控除を自動的にに引き上げる仕組みを創設。

現行

基礎控除

58万円

給与所得控除 (最低保障額)

65万円

改正後 – 令和8年・9年分所得に適用

根拠：直近2年間のCPI上昇率6.0%を反映

基礎控除 (本則)

62万円 ↗

給与所得控除 (最低保障額)

69万円 ↗

さらに、三党合意の趣旨を踏まえた時限的特例措置（令和8年・9年）により、
全ての納税者の「所得税の負担開始水準」は178万円以上となります。

NotebookLM

豊かな住生活の実現と子育て支援の強化

住宅ローン控除の拡充

目的：省エネ性能の高い住宅取得を後押しし、カーボンニュートラルに貢献。

措置：適用期限を5年延長（令和12年末まで）。

新築住宅の借入限度額（例）

認定住宅	4,500万円
ZEH水準省エネ住宅	3,500万円
省エネ基準適合住宅	2,000万円

（令和10年以降は適用対象外）

ポイント：子育て世帯等への上乗せ措置の対象を省エネ基準適合以上の既存住宅にも拡充。

ひとり親控除の拡充

目的：ひとり親の子育てにかかる負担を軽減。

所得税の控除額：35万円 → **38万円**

個人住民税の控除額：30万円 → **33万円**

（適用時期：令和9年分所得税より）

NotebookLM

第二の柱：経済成長の加速

企業の国内投資を覚醒させる「大胆な設備投資促進税制」の創設

国内における高付加価値化型の設備投資を強力に後押しし、生産性向上と賃上げの好循環を創出。

大胆な設備投資促進税制

対象
- **全ての業種**

収益性基準
- ROI水準 **15%以上** の高い基準

投資下限額 -
大企業等：**35億円以上**
中小企業者等：**5億円以上**

優遇措置（選択適用）
- Ⓐ **即時償却**
- Ⓑ **高い税額控除率** - **7%**（建物等は４%）

＋ **特徴:** 既存の税制では対象とならない大規模投資（建物を含む）を推進。

NotebookLM

第二の柱：経済成長の加速

イノベーションの源泉を強化する三本の矢

1. 研究開発税制

- 新設：国家戦略として重要な技術領域を対象とする「戦略技術領域型」を創設。
- 対象分野：AI・先端ロボット、量子、半導体・通信、バイオ・ヘルスケア、フュージョンエネルギー、宇宙。
- 措置：既存の措置と別枠の高い税額控除率・控除上限を設定。

2. オープンイノベーション促進税制

- 目的：スタートアップの出口戦略多様化（特にM&A）を促進。
- 拡充：M&A型において、事業会社によるスタートアップの吸収合併等を支援するため、制度を見直し2年延長。

3. 賃上げ促進税制

- 戦略的見直し：企業の賃上げ状況の変化を踏まえ、メリハリを明確化。
- 大企業向け措置：適用期限を待ずに廃止
- 中堅企業向け措置：令和8年度は要件を強化しつつ継続し、期限をもって廃止。
- 中小企業向け措置：人材獲得競争を背景とした防衛的賃上げに配慮し、現行制度を維持。

NotebookLM

第三の柱：資産形成と市場活性化

「貯蓄から投資へ」の流れを次世代へ：NISAの抜本的拡充

国民の現預金を国内経済への投資に繋げ、経済成長を後押しする流れを加速させる。

つみたて投資枠の対象年齢を0歳まで拡充

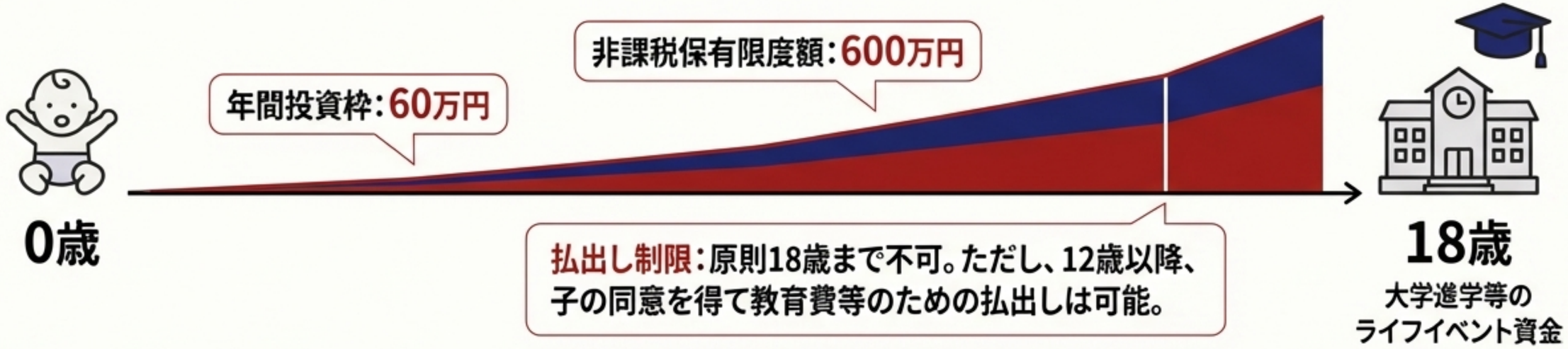

つみたて投資枠の対象指数に「読売株価指数」「ＪＰＸプライム150指数」等、国内市場を対象とした株式指数を新たに追加。

NotebookLM

デジタルエコノミーの進展に対応：暗号資産の課税体系を整備

国民の資産形成に資する暗号資産について、金融商品としての位置付けを明確化。

現行（原則）

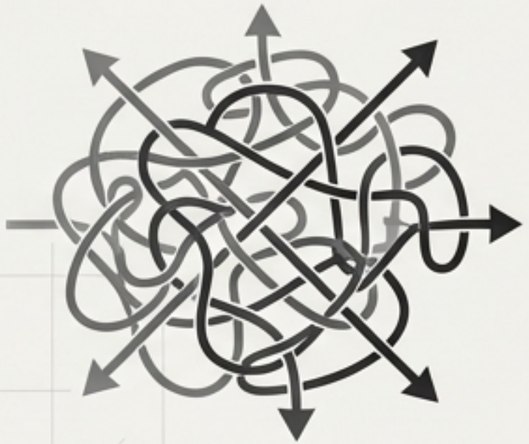

総合課税（最大税率55%）
損益通算・繰越控除なし

改正後

分離課税 (Separate Taxation)

国民の資産形成に資する暗号資産（現物・デリバティブ・ETF）から生じる所得を対象。

税率: 20%（所得税15%、住民税5%）

3年間の繰越控除制度 (3-Year Loss Carryforward)

国民が安心して市場に参加できる環境を構築。

前提条件: 投資家保護のための法整備等への対応を前提とする。

NotebookLM

第四の柱：公平で持続可能な社会基盤の構築

国内外の公平性を確保し、税制への信頼を確立

国境を越えた電子商取引に係る消費税の適正化

- 課題: 少額輸入貨物の免税制度による競争上の不均衡。
- 対応: プラットフォーム事業者に納税義務を課す等、諸外国と同様の制度を導入。

極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置の見直し

- 目的: 垂直的公平の確保。
- 基準所得金額の特別控除額: 3.3億円 → 1.65億円に引き下げ
- 税率: 22.5% → 30%に引き上げ
（適用時期：令和9年分所得税より）

外国人旅行者向け免税制度の見直し

令和8年11月開始のリファンド方式の実施状況を踏まえ、不正防止と観光立国推進の観点からあり方を継続検討。

インボイス制度の定着に向けた対応

小規模事業者への配慮として、売上税額の3割納税とする経過措置を2年に限り講ずる。免税事業者からの仕入れに係る税額控除の経過措置は段階的に縮減しつつ、最終的な適用期限を2年延長。

NotebookLM

第四の柱：公平で持続可能な社会基盤の構築

都市と地方が支え合う、偏在性の小さい地方税体系の構築へ

課題：偏在する税源

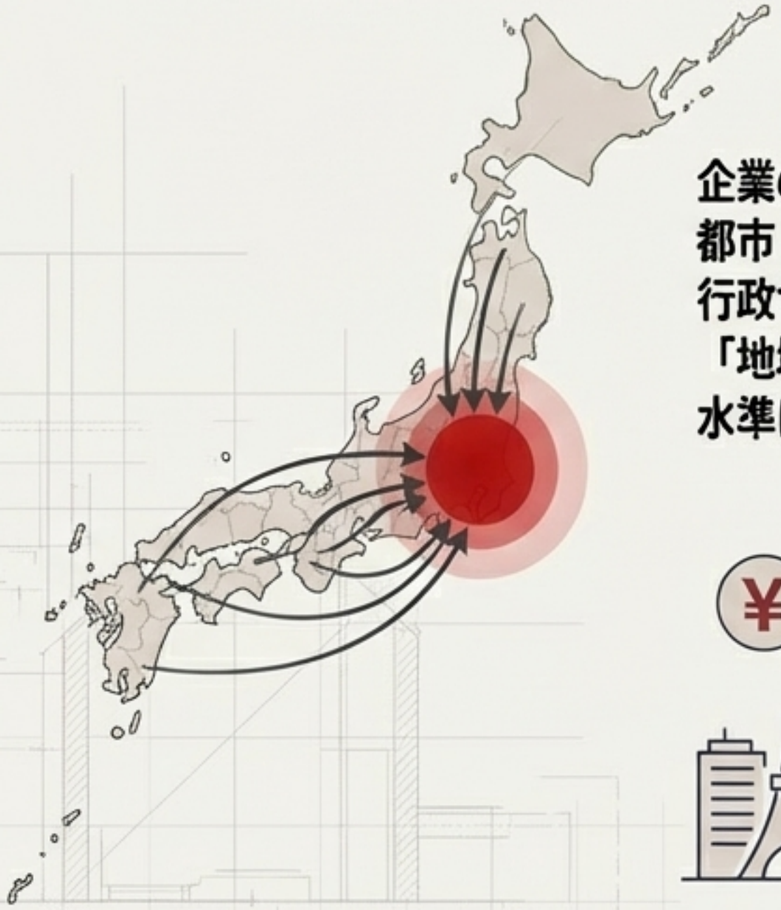

企業の東京一極集中により、
都市・地方の財政力格差・
行政サービス格差が拡大。
「地域間格差が看過し得ない
水準にまで拡大」との声。

解決策：偏在の是正

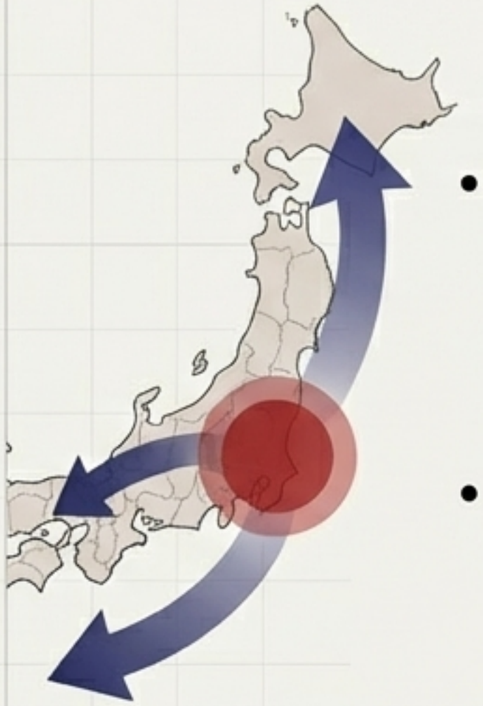

「都市も地方もお互いに支え合う」という
基本的考えに立ち、税源の偏在を是正。

- 地方法人課税の見直し
  - 法人事業税資本割を新たに特別法人事業税・譲与税の対象とすることを検討。
  - 所得割・収入割に係る特別法人事業税・譲与税の割合を高めるなどの措置を検討。
- 固定資産税の見直し
  - 東京都が課税する特別区の土地に係る固定資産税について、著しい税収偏在の状況に鑑み、必要な措置を検討。

令和9年度税制改正において結論を得る方向で検討。

NotebookLM

「恒久政策には安定財源」：防衛力強化と教育無償化の財源確保

「予算の単年度主義に過度にとらわれず、複数年の財政均衡に配慮。」

防衛特別所得税（仮称）を創設

令和9年1月～
所得税額に対し税率1%の新たな付加税

家計への配慮から、復興特別所得税の税率を1%引き下げ
（課税期間は10年延長）

→ 防衛力強化

令和8年度改正により確保される税収

約1.2兆円（平年度ベース）

1. 賃上げ促進税制の見直し
2. 極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置の見直し
3. 教育資金一括贈与に係る贈与税非課税措置の廃止

→ 教育無償化及び揮発油税等の当分の間税率廃止

NotebookLM

自動車産業の未来を拓く、自動車関係諸税の総合的見直し

基本理念
- 1. 国・地方の安定的な財源確保
- 2. マルチパスウェイ戦略を踏まえた多様な動力源への対応
- 3. 脱炭素化への貢献
- 4. 受益と負担の対応関係の明確化

1. 環境性能割の廃止

目的：国内自動車市場の活性化とユーザー負担の軽減・簡素化。
時期：令和8年3月31日をもって**廃止**。

2. 車体課税の見直し

EVの乗用車に対し、現行の一律低税率を見直し、**車両重量に応じた課税方式**を導入（令和10年度以降の新車登録から）。

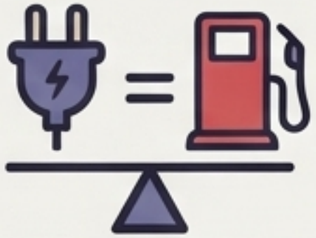

3. 利用段階の負担適正化

EV及びPHVについて、ガソリン車との負担の公平性を図るため、**車両重量に応じた一定の負担**を車検時に徴収。令和10年5月1日施行。

4. エコカー減税の見直し

電動車の一層の普及促進を図る観点から、燃費基準の達成度を引き上げた上で**2年延長**。

NotebookLM

租税特別措置の戦略的見直し：メリハリの明確化とEBPMの徹底

「公平・中立・簡素」の原則に鑑み、ゼロベースで見直し。
政策効果が低いものは廃止し、挑戦する企業を集中的に支援する制度へ転換。

租税特別措置	令和8年度改正の方向性
賃上げ促進税制	大企業向けは**廃止**。中堅は要件強化。中小は維持。資源を中小企業に集中。
研究開発税制（海外委託）	国内の研究拠点強化のため、海外への委託研究費の対象割合に段階的な制限を導入入（R8：70%→R10：50%）。
教育資金一括贈与非課税措置	格差固定化の懸念、NISA拡充等を踏まえ、適用期限（令和8年3月末）は**延長しない**。
租税特別措置の不適用措置	投資や賃上げに消極的な企業の行動変容を促すため、要件を強化し、不適用対象となる措置を拡充。
適用実態調査のあり方	補助金等と同様に、租税特別措置の適用企業名の公表について、早期に具体化を図る（令和9年度改正で結論）。

NotebookLM

令和8年度税制改正が創る日本の未来：4つの柱による戦略的変革

第一の柱：国民生活の安定と向上

物価上昇に連動した基礎控除等の引上げ制度を創設し、家計の負担を恒久的に軽減。

第二の柱：経済成長の加速

ROI 15%以上等の高い基準を満たす国内投資を対象とした「大胆な設備投資促進税制」を創設。

第三の柱：資産形成と市場活性化

NISAのつみたて投資枠を0歳から利用可能とし、次世代の資産形成を支援。

第四の柱：公平で持続可能な社会基盤の構築

極めて高い水準の所得への課税強化や地方税源の偏在是正に着手し、公平な社会基盤を構築。

NotebookLM

改革に終わりはない：「責任ある積極財政」の下、未来への投資を続ける

責任ある積極財政

財政健全化と積極財政の二項対立ではなく、両者の思想を包含する
「責任ある積極財政」の方針の下、「温故知新」の言葉を噛み締めつつ、
税制改正に終わりはなく、連綿不断の改革と検証を行っていく。

本改正は、その大きな一歩を踏み出すものです。
我々は、税制を通じて「強い経済」と「世界で輝く日本」を実現します。

NotebookLM